

小型無人機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた 制度設計の基本方針 <抜粋>

令和2年3月

小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会

5. その他の論点

(3) サイバーセキュリティ

① 検討の前提

小型無人機は、一般的に、無線回線を用いて、機体が制御されている。また、小型無人機は、スマートフォン、パソコン等によりインターネット等を介してメーカーのデータセンターと常時又一時的に接続され、飛行情報、撮影情報、プログラム更新などのやり取りが行われている。

このため、ネットワークを利用するコンピュータや携帯機器、IoT 機器と同様に、メーカーにより、ユーザーの認識しないままプログラムの更新が行われたり、飛行情報や撮影情報を外部に漏洩させるといったリスクが指摘されている。

また、無線回線を用いて他人の小型無人機を違法に操作し、機体の制御を乗っ取るといった懸念も指摘されている。

② 対応方策

サイバーセキュリティについては、その性格上、一定の秘匿性の確保が必要であり、具体的対策を個々に記述することはしないが、国や地方自治体、重要インフラ事業者等においては、小型無人機の調達・使用に当たり、機微情報漏洩等への対応に努めることが重要である。

また、国においては、諸外国の動向を調査するほか、メーカーや学識者等との意見交換を通じ、常に最新の情報と必要な知識の習得に努め、対応策を講じるものとする。

さらに、今後、小型無人機のサイバーセキュリティに関する基準の検討や技術開発についても、官民で連携して進めていく。